

第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（変更案）に対するパブリックコメントの結果について

募集期間：平成30年1月10日～平成30年1月24日

応募件数：1件

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	Eメール	弘前圏域に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	<p>土地利用という項目での「空き家・空き地の利活用の促進」を追加するのであれば、さらに「空き（遊休）農地の利活用の促進」についても追加すべきと考えます。</p> <p>圏域全体の空き（遊休）農地情報を一元管理することで、現在市町村の農業委員会毎となっている対応窓口も、ひとつにすることができるはず。圏域外からの新規就農者（または企業）を一人でも多く増やすためにも、機能としては必要と考えます。</p> <p>事業内容に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市（事務局）⇒広報、物件登録等の受付、内容確認、登録事務、事業の企画 ・ 周辺市町村⇒広報、物件登録等の受付、内容確認、事業の企画（中心市と連携）となり、事業費も各市町村で分担しております。 <p>全体的にはまったく異論はなく、ぜひ推進していただきたいのですが、「広報」に関する具体的な実施内容について意見があります。もし、具体的な施策についてはこれから協議することであり、本パブリックコメントでは求めているということであれば、以下は無視していただいてもかまいません。</p>	<p>遊休農地を含め全国の農地情報及び地図に関する情報は、一般社団法人全国農業会議所が運営するホームページ「全国農地ナビ」（URL:https://www.alis-ac.jp/）に掲載されており、圏域内の市町村の情報が1つのサイト内で閲覧できるようになっております。</p> <p>なお、農地法により農地の所有権移転や貸借をするためには、農地が所在する農業委員会に申請し、目的に応じて各農業委員会または青森県知事の許可を受ける必要があるため、対応窓口はそれぞれの農業委員会となります。</p> <p>空き家・空き地の情報につきましては、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページを開設し、ホームページにより、弘前圏域全体の空き家・空き地情報を一元的に管理して、情報を発信することとしております。このホームページの費用につきましても、事業費として計上しております。</p> <p>また、問い合わせへの対応につきましては、事務局である弘前市が一元的に対応するほか、各市町村でも対応することとしております。</p>

		<p>事業内容（及び事業費）を拝見すると、「広報」に関して、中心市（事務局）と周辺市町村がそれぞれで実施するよう感じます。それも必要であると思うのですが、同時に一元的な窓口を設け、広報と同時に対応をしていただきたいと思います。</p> <p>具体的には、県外（または県内でも弘前圏域外）の在住者に対して弘前圏域の空き家・空き地情報を一元的に発信し、問合せに対応するということです。従来の方法では、それが難しいように感じており、また、それらを打破するための「定住自立圏構想」でもあるとは理解しているのですが、そのような（行政区域を通貫した）動きは、具体的に見られることが非常に少ないと感じています。</p> <p>そこで、特にこの空き家・空き地に関しては、圏域全体の情報を一元的に扱って（発信して）いただきたくお願いする次第です。また、事業費もそれを織り込んだ上でのものであれば良いのですが、万一それを低く見積もっていたようであれば、若干の上乗せなど修正をご検討いただければと存じます。</p>	
--	--	--	--